

熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等交付要領

制定	令和	2年	4月	1日	農水局長決裁
改正	令和	3年	6月	15日	農水局長決裁
	令和	3年	11月	1日	農水局長決裁
	令和	4年	7月	1日	農水局長決裁
	令和	6年	3月	1日	農水局長決裁
	令和	6年	3月	22日	農水局長決裁
	令和	6年	10月	25日	農水局長決裁
	令和	7年	3月	27日	熊本市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における有害鳥獣による農作物被害、生活環境被害、水産物被害を防止するため、熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金又は交付金（以下「報償金等」という。）を交付するものとし、その交付については、この要領に定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 報償金の交付の対象者（以下「報償金交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。また、報償金交付対象者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であることとする。

- (1) 熊本市有害鳥獣駆除隊の公募及び事業の実施に関する要綱（平成28年2月15日施行）により選定された各地区の熊本市有害鳥獣駆除隊（以下「市駆除隊」という。）
- (2) 熊本市有害鳥獣地域駆除隊事業実施要綱（令和元年8月29日施行）により各集落で組織された熊本市有害鳥獣地域駆除隊（以下「地域駆除隊」という。）

2 交付金の交付の対象者（以下「交付金交付対象者」という。）は、熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会規約（平成17年4月1日施行）により設置された熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）とする。また、交付金交付対象者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であることとする。

(対象鳥獣)

第3条 対象鳥獣の種別は、別表のとおりとする。

(報償金等の種別)

第4条 報償金等の種別は、別表のとおりとする。

(報償金等の交付)

第5条 市長は、実績報告書（様式第1号）を受けたのち、前条に定める基準により報償金等を交付するものとする。ただし、報償金等の上限は、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の交付を決定したときは、報償金交付対象者又は交付金交付対象者の代表者に対し、有害鳥獣捕獲報償金等交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(報償金等の交付請求)

第7条 報償金交付対象者又は交付金交付対象者の代表者は、前条の通知を受け報償金等の交付を請求しようとするときは、有害鳥獣捕獲報償金等交付請求書(様式第3号)を市長へ提出するものとする。

(報償金等交付決定の取消し)

第8条 市長は、報償金交付対象者又は交付金交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、報償金等の交付決定の全部又は一部を取り消す旨の有害鳥獣捕獲報償金等交付決定取消通知書(様式第4号)を通知することができる。

(1) 報告書等の記載に不正があったとき。

(2) その他、市長が不適当と認める事実があったとき。

(報償金等の返還)

第9条 市長は、前条の規定により報償金等の交付決定を取り消した場合において、既に報償金等が交付されているときは、有害鳥獣捕獲報償金等返還命令書(様式第5号)により期限を定めて報償金等の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 熊本市生活環境被害に関する有害鳥獣捕獲報償金交付要領(平成17年4月1日環境保全局長決裁)及び熊本市有害鳥獣捕獲作業に伴う報償金交付内規(平成17年4月1日生産流通課長決裁)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第2条第2項並びに別表中「熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会」とあるのは、令和4年5月30日までの間、「熊本市農畜産物有害鳥獣対策協議会」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 ただし、施行日より前に行った捕獲行為等に係る報償金等に関しては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年10月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和１０年３月３１日をもって廃止する。

熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る各種報償金等

【報償金】

市駆除隊（熊本市有害鳥獣駆除隊）	
件 名	詳 細
対 象 鳥 獣	イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アナグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類 カモ類・その他農作物被害、生活環境被害、水産物被害を及ぼす鳥獣
捕獲用のエサ代	現 物 支 給
活 動 支 援	120,000 円（基礎額）+捕獲隊員数×2,000 円+捕獲頭羽数×200 円
有害鳥獣捕獲 活 動 経 費	有害鳥獣捕獲許可1件当たり26,000円 （わなの見回り・エサ補充等、現地調査に同行した際の経費）
弾 代	（捕獲作業期間に使用した銃弾の実使用数）×（銃弾の単価）×（1/2以内）
保 険 代	隊員の傷害総合保険 ※見積書又は領収書の写しの提出をもって交付
報 償 金	<u>生活環境被害に係る捕獲のみ</u> ・イノシシ、ニホンジカ（成獣）10,000 円以内/頭 ・イノシシ、ニホンジカ（幼獣） 4,000 円以内/頭 ・タヌキ、アナグマ 2,000 円以内/頭 ・対象期間：前年度2月から申請年度1月までとする。 その他の農作物被害に係る捕獲の報償金については別途、熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会会長より交付するものとする。

【報償金】

地域駆除隊（熊本市有害鳥獣地域駆除隊）	
件 名	詳 細
対 象 鳥 獣	イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アナグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類 カモ類・その他農作物被害、生活環境被害を及ぼす鳥獣
追払い・ 捕獲資機材代	追払い用爆竹・ロケット花火、捕獲用ネットランチャー、箱わな等 ※① ※領収書の写しの提出をもって交付
捕獲用のエサ代	（捕獲作業期間内に使用したエサの使用袋数）×（1袋の単価）※② ※領収書の写しの提出をもって交付
弾 代	（捕獲作業期間に使用した銃弾の実使用数）×（銃弾の単価）×（1/2以内）※③
報 償 金	<u>生活環境被害に係る捕獲のみ</u> ・イノシシ、ニホンジカ（成獣）10,000 円以内/頭 ・イノシシ、ニホンジカ（幼獣） 4,000 円以内/頭 ・タヌキ、アナグマ 2,000 円以内/頭 ・対象期間：前年度2月から申請年度1月までとする。 その他の農作物被害に係る捕獲の報償金については別途、熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会会長より交付するものとする。

※①～※③の報償金合計が1つの隊につき上限100,000円に達した場合、それ以上の支援はありません。

熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る各種報償金等

【交付金】

熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会	
件 名	詳 細
農作物被害における鳥獣捕獲報償金 の上乗せ支援に要する費用	以下のとおり、捕獲報償金の上乗せを行う ・イノシシ、ニホンジカ 3,000 円以内/頭（成獣及び幼獣） ・タヌキ、アナグマ 1,000 円以内/頭 ・鳥類（カラス） 800 円以内/羽 ・対象期間：前年度2月から申請年度1月までとする。
農作物被害における鳥獣捕獲報償金 （上乗せ支援分を含む）に係る振込 手数料	振込に要する手数料を負担

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

熊本市長 様

住 所

名 称

代表者

実績報告書

熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等について、熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等交付要領第5条の規定により、下記の通り実績を報告いたします。また、併せて下記の通り誓約いたします。

記

報告内容：別紙のとおり

誓約事項：熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力

団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密

接関係者に該当しないことを誓約します。

様式第2号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者 様

熊 本 市 長

有害鳥獣捕獲報償金等交付決定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等の交付について下記のとおり決定したので、熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等交付要領第6条の規定により通知いたします。

記

交付決定額 _____ 円

令和 年 月 日

熊本市長 様

住 所
申請者 名 称
代表者

有害鳥獣捕獲報償金等交付請求書

令和 年 月 日付け、第 号で通知を受けた熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等については、熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等交付要領第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

振込先口座名		※ いずれかに○を付けてください。	
	農協 信金 信連 信組 銀行 漁協		店(所)
預金種目		※ 該当する項目に☑チェックを付けてください。	
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他			
口座番号			
口座名義人			

様式第4号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者 様

熊 本 市 長

有害鳥獣捕獲報償金等交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け、第 号で交付決定した熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等の交付について、下記のとおり当該交付決定の全部（一部）を取り消したので通知いたします。

記

1. 交 付 決 定 額 _____ 円

2. 交付決定取消額 _____ 円

3. 取 消 理 由

様式第5号（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者 様

熊 本 市 長

有害鳥獣捕獲報償金等返還命令書

令和 年 月 日付けで交付した熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等について、下記のとおり返還を命ずる。

記

1. 返 還 命 令 額 _____ 円

2. 返 還 期 限 令和 年 月 日まで

3. 返還命令理由